

労働力調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた労働力調査（基礎調査票）に係る匿名データと同様に作成する。

	調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
平成25～ 29年	約4万世帯の世帯員（15歳以上のみ） 約10万人	約80%	約8万人
平成30年 ～	約4万世帯の世帯員（15歳以上のみ） 約10万人	約80%	約8万人

ただし、沖縄県のリサンプリング率は約20%とする。

3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、社会情勢の変化等により、匿名化処理の変更点は、以下のとおり。

- ・ 年齢のトップコーディング（平成25年～）
人口高齢化により、85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げる。

4 その他

新規、廃止等の調査項目の変更点は以下のとおり。

(1) 新規の調査項目

平成25年以降

- ・ 月末1週間に仕事をした日数と時間（うち日数）
- ・ 当月の1か月間に仕事した日数
- ・ 勤め先における呼称

平成30年以降

- ・ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

・今仕事があれば すぐつくことができますか

(2) 廃止の調査項目

・転職などの希望の有無 (~平成24年)

(3) 設問の変更

・「従業上の地位」を把握する設問と「雇用契約期間」を把握する設問の変更
平成25～29年における「 従業上の地位」及び「 勤め先における呼称」と平成30
年以降における「 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」及び「 雇用契約
期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」が該当